

旅行業（第2種・3種・地域限定）及び旅行業者代理業者 登録事項の変更要件

第1 旅行業登録事項の変更

旅行業者又は旅行業者代理業者は、次の事項に変更があったときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。（旅行業法第6条の4第3項）

【旅行業者及び代理業者】

名称、本店所在地（個人の場合は住所）、商号、代表者、営業所の新設、営業所の名称、営業所の所在地、営業所の廃止

【旅行業者のみ】

代理業者の新設、代理業者の廃止、代理業者の住所、代理業者の名称、代理業者の営業所新設、代理業者営業所の名称、代理業者営業所の所在地、代理業者営業所の廃止

【代理業者のみ】

所属旅行業者の名称変更、所属旅行業者の所在地変更

第2 申請に必要な書類

別紙「行政庁への旅行業登録事項変更届出書添付書類」のとおり。

第3 手数料

手数料はかからない。

第4 問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ総務経理

TEL 055-223-3776

FAX 055-223-1574

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館2階